

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)(第一条関係) . . . . . 1
- 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)(第二条関係) . . . . . 2

改 正 案

別表（第十七条関係）

§ 一六	（略）	§ 〇一	（略）	技術	外国
§ 一一	（四） （略）	一一	（一）・（二） （三） 削除 （略）		（略）
§ 一一	（略）	〇一	（略）	技術	外国

現 行

別表（第十七条関係）

§ 一六	（略）	§ 〇一	（略）	技術	外国
一一	（四） （略）	一一	（一）・（二） （三） 慣性航法装置、ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）に掲げるものを除く。）		（略）
一一	（略）	〇一	（略）	技術	外国

改正案		現行													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>貨物</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域</td> </tr> </table>		貨物				地域	<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）から（十）までに掲げる貨物に係る部分に限る。）のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要があるものとして経済産業大臣が告示で定めるもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第一（第一条、第四条関係）</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>貨物</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域</td> </tr> </table>		貨物				地域	<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物又は同表の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）又は（十）に掲げる貨物に係る部分に限る。）のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要があるものとして経済産業大臣が告示で定めるもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第一（第一条、第四条関係）</p>
	貨物														
		地域													
	貨物														
		地域													

一～四	(略)	(略)	五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (二)～(十八) (略) (十九) ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)	六	(略)	七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十) (略) (十一) (略) (削る) (十二)～(二十二) (略)	八	(略)	九	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略)	(略)
-----	-----	-----	---	--	-----	---	-----	---	--	---	-----	---	--	-----

一～四	(略)	(略)	五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十八) (略) (十九) ほう素若しくは炭化ほう素若しくはこれらの混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)	六	(略)	七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十) (略) (十一) (略) (十一) 装置の部分品であつて、周波数シンセサイザーを用いたもの (十二)～(二十二) (略)	八	(略)	九	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略)	(略)
-----	-----	-----	---	--	-----	---	-----	---	--	---	-----	---	--	-----

二	一〇	
(略)	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(二) (八) (略)</p> <p>(八の二) レーザー光を利用して音声を探知する装置</p> <p>(九) (略)</p> <p>(九の二) 水中において磁場又は電場を検知する装置(磁力計又は水中電場センサーを組み込んだものに限る。)</p> <p>(十) (十四) (略)</p>	<p>(三) 通信用の光ファイバー</p> <p>(四) (十) (略)</p> <p>(十一) (七) から (十) までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置</p>
(略)	(略)	

二	一〇	
(略)	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) (略)</p> <p>(一の二) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置</p> <p>(二) (八) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(九) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(十) (十四) (略)</p>	<p>(三) 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品</p> <p>(四) (十) (略)</p> <p>(十一) (七)、(八) 又は (十) に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置</p>
(略)	(略)	

一三 一六	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(九) (略) (十) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置	(略)
----------	--	-----

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)若しくは(十六)、八の項の中欄、九の項(二)若しくは(六)、一〇の項(一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)、(九の二)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

一三 一六	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(九) (略) (新設)	(略)
----------	--	-----

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)若しくは(十六)、八の項の中欄、九の項(二)若しくは(六)、一〇の項(一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物